

○北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成17年3月22日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議長等の報酬（以下「報酬」という。）は、次のとおりとする。

議長	月額	298,000円
副議長	月額	273,000円
議員	月額	259,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から日割計算により支給する。

2 議長等が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までについて日割計算により、死亡したときは、その日の属する月までの報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、毎月21日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）に支給する。

(費用弁償)

第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表の額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、議長等に支給する費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 議長等の期末手当の額は、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、同条例第24条第5項中「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の

対照中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」と、同条

第5編 北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

級が4級以上であるもの」とあるのは「議長等」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例第26条中「任命権者」とあるのは「議会」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定に基づき引き続き在任することとなった議員の報酬の額は、当分の間、次の表の左欄の合併前の選出町の区分に応じ右欄に掲げる額とする。

区 分	月 額
鷹巣町	259,000 円
合川町	225,000 円
森吉町	218,000 円
阿仁町	213,300 円